

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

袖ヶ浦「水と食への信頼性」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

袖ヶ浦市

3 地域再生計画の区域

袖ヶ浦市の全域

4 地域再生計画の目標

袖ヶ浦市は、房総半島の東京湾側ほぼ中央部に位置し、人口60,528人（平成17年4月1日現在）、面積94.92km²を有し、北西部から東部にかけて清澄山系に連なる平坦な丘陵地帯には畑地が開け、西南部から南部にかけては沖積層の肥沃な水田地帯が開けている。市の南部を東西に2級河川小櫃川が横断し、その他にも袖ヶ浦に多く見られる谷津を水源とし、小櫃川に合流する河川と直接東京湾に流入する河川がいくつか流れている。その流域にはホタルやカブトムシ、ヤマユリなど良好な水辺や森林等の広がりのある自然環境の存在を指標する動植物がまだ多く生息、生育している。

しかしながら、昭和40年代前半からの埋め立てによって臨海部が京葉臨海コンビナートの一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展する中で、人口の急増（この20年で約14,000人増）とともに、大気や水の汚染による生活環境の悪化、宅地開発等による自然の改変などの問題が顕在化してきている。工業排水の対策が進んだ反面、家庭からの生活排水が地域の水環境にもたらす負荷は大きくなっており、農村地域等における貴重な動植物が生息・生育できる良好な環境を出来る限り保全していくことが求められている。

このため、農業集落排水施設整備と合併処理浄化槽設置を一体として行い、農村地域を中心として河川等の水質浄化を促進し、良好な環境・景観の維持・保全に努める。

汚水処理施設の整備を行う一方で、「自然観察会」を開催し、内陸部の身近で豊かな自然を探訪する機会を設け、水や自然の重要性を認識させるとともに、「農村公園ひらおかの里」を中心とした体験型農業を推進し、自ら生産する活動を通じて

土・水への親しみと農業への理解を持たせ、環境に対する意識向上を図る。

また、小櫃川を中心とした農業用用水として利用される河川等の水質を向上することにより、地元農産物の安全性・品質等の向上につなげるとともに、信頼ある農業地域として更なるイメージアップを図る。そして、都市部と農村部をつなぐ幹線道路沿いには「農畜産物直売所」を建設し、生産者等との連携のもと、観光・直売型の農業を推進する。

「農畜産物直売所」においては、対面販売等を通じて地元都市住民の消費者ニーズを捉え、新鮮で安全な農産物等の生産・商品開発を行い、地元農産物の魅力の発信源として「袖ヶ浦ブランド」の確立を図るとともに、地元農産物の販路確保「袖産袖消」を促進する。都市住民と生産者との持続的な交流の場として、クオリティの高い農産物を販売する空間として、更には新たなビジネスチャンスを創出する情報の発信地として直売所を活用し、都市部、農村部住民の相互理解と交流を深め、本市の活性化を目指す。

(目標 1)

污水处理施設整備の促進（污水处理人口普及率を 74.6%から 78.3%に向上）

- ・ 浄化槽を 4 2 5 基設置 ⇒ 普及率を 2.1%向上

現状 8 4 8 基を 1, 2 7 3 基に（約 50%の向上）

- ・ 平岡地区における農業集落排水施設の整備 ⇒ 普及率を 1.7%向上

(目標 2)

農畜産物直売所の建設 1 箇所

- ・ 集客見込み（3年目） 2 0 万人／年

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

污水处理施設整備交付金を活用し、農業集落排水事業と合併処理浄化槽設置事業を一体的に行うことによって、農村地域における生活環境・景観の改善と、農業用排水の水質改善を図り、農作物の生産性・品質・安全性の向上につなげることで、袖ヶ浦地域の農作物の一層のイメージアップ・ブランド化を推進する。また、信頼性の高い農業地域としての特性を活かし、観光資源としての体験型農業や、農畜産物直売所を通じて都市部住民と農村部住民の交流を図り、もって地域の発展に資することを目的とする。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・農業集落排水……平成18年1月に、事業採択の通知を国より受けている。

[事業主体]

- ・いずれも袖ヶ浦市

[施設の種類]

- ・農業集落排水施設、浄化槽

[事業区域]

- ・農業集落排水施設 袖ヶ浦市平岡地区事業区域
- ・浄化槽 袖ヶ浦市全域、ただし次の地域を除く
 - ① 公共下水道認可区域及び公共下水道計画区域
 - ② 農業集落排水事業区域
 - ③ 工業専用地域

[事業期間]

- ・農業集落排水施設 平成18年度～平成23年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成18年度～平成23年度

[整備量]

- ・農業集落排水施設 管路φ75～300 9.8km
処理場 1ヶ所（3270人槽）
中継ポンプ基地 10基
- ・浄化槽（個人設置型） 425基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

農業集落排水 平岡地区で1,008人

浄化槽 1,275人

[事業費]

- ・農業集落排水施設 1,945,260千円
(うち、交付金 972,630千円)
- ・浄化槽 170,532千円
(うち、交付金 56,844千円)
- ・合計 2,115,792千円
(うち交付金 1,029,474千円)

5-3 その他の事業

- ・ 強い農業づくり交付金事業（農畜産物直売所の建設）
- ・ ブランド製品のPR及び創出

6 計画期間

平成18年度～平成23年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画の終了後は、4に示す数値に照らして、市が状況を調査、評価し、公表する。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者とは異なる第三者が行った水質検査等により評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし